

事業 優先順位		2	細事業:保険料還付金				整理 番号		99				
目 的		国民健康保険料の更正に伴う納付済保険料の還付											
目 標		保険料の還付未請求者に対し、その適正な処理を行うよう取り組む。											
事業 実施主体		直営	事業開始 年 度	平成元年度以前	根拠 法令	地方自治法第231条の3、地方税法第17条及び第17条の2							
事業費・財源	財源内 訳			平成25年度	平成24年度	比 較	コスト 情報・ 従事 職員 数			平成25年度	平成24年度	比 較	
		事業費（決算額）（千円）		6,626	7,053	-427		総コスト（千円）		11,963	12,608	-645	
		一般財源		6,626	7,053	-427		内 訳	事業費		6,626	7,053	-427
		国府支出金		0	0	0			人件費		5,337	5,555	-218
		地方債		0	0	0			公債費		0	0	0
		その他特定財源		0	0	0		一人あたり（円）		107	112	-5	
				0				世帯あたり（円）		253	267	-14	
				0				参 考	職員数（人）		0.70	0.70	0.00
				0					再任用職員数（人）		0.00	0.00	0.00
今後 の 方 向 性		保険料の還付未請求者に対し、早期還付手続きの依頼を促すため、今後も継続して、依頼文書の送付のほか、電話・訪問等を実施する。											
評 価	妥当性	効率性	有効性	対象者	国民健康保険料納付義務者（H25年4月現在：17,987人）								
	A	A	A										

細事業・保険料還付金

過年度において納付済の国民健康保険料の還付未請求者に対し、早期還付手続きの依頼を促すため、依頼文書の送付のほか、電話・訪問等を実施するなど、その適正な処理を行うよう取り組んだ。

歳出予算による還付状況

件数	294件
金額	6,625,800円